

一般競争入札（総合評価落札方式・電子入札）を行いますので、次のとおり公告します。

令和8年4月15日

刈谷市水道事業

刈谷市長 稲垣 武

1 入札に付する事項

r8-520

工 事 名	第R7-5-5号配水管布設工事（週休2日）		
路線等の名称			
工 事 場 所	刈谷市日高町他		
業 種	水道施設工事		
工 期	250日間		
工 事 概 要	工事延長 704m PPφ150mm 220m PPφ100mm 406m PPφ50mm 78m 空気弁付単口消火栓 4基 給水切替工 51箇所		
予 定 価 格	金 104,764,000 円 （消費税及び地方消費税相当額を含む）		
入 札 方 法 等	あいち電子調達共同システム（CALS/EC）（以下、「電子調達システム」という。）による。		
入 札 参 加 資 格 審 査	事後審査方式		
調査基準価格・失格基準価格の有無	有	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	該当
入 札 保 証 金	免除	契 約 書 の 作 成 の 要 否	要
分 割 工 事	非該当		

2 設計図書のダウンロード、質問方法

ダウンロード方法	電子調達システムの入札情報サービスよりダウンロード [電子調達共同システム(CALS/EC)]→[入札情報サービス]→[入札公告]→ [調達機関：刈谷市][検索]→[該当の調達案件名称を選択]→[ダウンロード]
ダウンロード期間	令和8年4月15日（水） 午前9時から 令和8年5月20日（水） 午後5時まで
質 問 方 法	公告、設計図書等の内容についての質問は、質疑書[Excel]（質疑書は刈谷市ホームページの入札・契約情報の要領・様式に掲載）により契約検査課へ電子メールで提出してください。 [契約検査課：kensa@city.kariya.lg.jp]
質 問 期 限	令和8年5月14日（木） 午後3時まで

3 入札参加申込書及び提出書類の提出期間

提 出 期 間	令和8年4月15日（水） 午前9時から 令和8年5月18日（月） 午後4時まで 電子調達システムの稼働時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時から午後8時まで
提 出 方 法	電子調達システムにより、競争参加資格確認申請書に必要な事項を入力し、指定された提出書類を添付ファイルとして送信すること。

4 入札書及び工事内訳書の提出期間

提出期間	令和8年5月19日 (火) 午前9時から 令和8年5月20日 (水) 午後4時まで 電子調達システムの稼働時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時から午後8時まで
提出方法	電子調達システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事内訳書を添付ファイルとして送信すること。工事内訳書を書面で提出する場合は、開札後速やかに契約検査課へ持参すること。

5 開札の日時及び場所

日時	令和8年5月21日 (木) 9:10
場所	刈谷市役所 301会議室 (3階北棟)

6 入札に参加する者に必要な資格

建設業の許可	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する 水道施設工事業 の建設業許可があり、営業年数が現在まで引続いて3年以上あること。
所在地等	公告日前において、当該年度の刈谷市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に 水道施設工事 で登載され刈谷市内に本店で登録されていること。 公告日前において、資格者名簿に登載された 水道施設工事 の総合数値が750点以上であること。
工事実績	国、地方公共団体が 水道施設工事 で発注した工事で、元請けとして過去10年間（平成28年4月1日から入札参加申込書を提出する前日までをいう。）に1件が5千万円以上の工事を完了・引き渡した実績があること。
技術者の配置	建設業法第26条に規定する技術者を専任で配置できること。 配置予定の専任の技術者は、国、地方公共団体が 水道施設工事 で発注した工事で、過去10年間（平成28年4月1日から入札参加申込書を提出する前日までをいう。）に元請けとして完了・引き渡した工事に従事した経験を有し、かつ、所属建設業者と入札参加申込みのあった日以前に3箇月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 なお、従事した経験は、主任（監理）技術者、又は現場代理人としての経験した工事のみに限定されるものではない。（担当技術者としての現場に従事した経験であっても添付書類等で確認できるものであればよい。） 監理技術者にあつては、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。）を専任で配置し、特例監理技術者等の配置について（刈谷市ホームページに記載）で定める兼務要件を満たす場合には、他の工事と兼務できることとする。
資格停止等	入札参加申込みのあった日から対象工事の落札決定の日までの期間において、本市から「刈谷市入札参加資格停止要領」に基づく入札参加資格停止又は「刈谷市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する事務取扱要領」第4条第1項に規定する排除措置を受けていないこと。

7 総合評価落札方式に関する事項

評価項目及び評価基準	下記、「A企業の技術力」、「B配置予定技術者等の能力」及び「C企業の社会性・信頼性、市内活性化・貢献策」とする。
評価の方法	各評価項目について該当する評価基準を満たす場合は加点し、加点された点数の合計を加算点とする。 評価点＝標準点（100点）＋加算点 とする。 評価値＝評価点／入札価格×10,000,000 とする。 また、入札価格が、刈谷市低入札価格調査実施要領第4条に規定する調査基準価格を下回る場合は、上記計算式の「入札価格」を「据置価格」と読み替えて、評価値を算定する。この場合において、「据置価格」は「調査基準価格」とする。
評価点を確認するための提出書類	提出書類については別紙『提出書類』（刈谷市ホームページ・一般競争入札公告のページで指定している様式）を参照すること。
落札者の決定	入札参加資格を全て満たしている者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値が同値の場合はくじにより落札者を決定する。

A 企業の技術力 （14点）

評価項目	評価基準	加点	備考
過去10年間（平成28年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了）の企業評価対象工事の施工実績	3件以上	3	※注1、※注2、※注3
	2件	2	
	1件	1	
	上記以外	0	
過去2年間（令和6年度から令和7年度）における工事成績評定	平均80点以上	3	※注4
	平均77.5点以上平均80点未満	2	
	平均75点以上平均77.5点未満	1	
	平均70点以上平均75点未満	0	
	平均70点未満	-1	
過去2年間（令和6年度から令和7年度）における工事成績評定65点未満の施工実績	65点未満の工事成績評定点が1件につき-1点	-1×件数	刈谷市発注の水道施設工事における成績評定点を取得した施工実績
優良工事業者公表の有無等	優良工事業者公表 過去3年間（令和5年度から令和7年度）に2回以上の優良工事公表の実績あり	3	刈谷市発注の水道施設工事の実績で「刈谷市優良工事業者公表要領」に基づき公表されたもの又は刈谷市発注の水道施設工事での工事成績評定が80点以上のもの 優良工事業者公表と工事成績評定80点以上の実績の加点の合算はできないものとする。
	過去3年間（令和5年度から令和7年度）に1回の優良工事公表の実績あり	2	
	工事成績評定 過去1年間（令和7年度）における工事成績評定80点以上の実績2件以上あり	1.5	
	過去1年間（令和7年度）における工事成績評定80点以上の実績1件あり	1	
	上記以外	0	
中長期的な担い手の確保	若手技術者（35歳未満）の雇用あり	1	※注5、※注6
	上記以外	0	
品質管理の取組状況	ISO9001の認証取得あり	1	
	該当なし	0	
週休2日の取組実績	完全週休2日	1	※注7、※注8
	月単位の週休2日	0.5	
	実績なし	0	
ICT活用工事の取組実績	取組みの実績あり	1	※注7、※注9
	実績なし	0	
過去1年間（令和7年度）における維持修繕工事の施工実績	施工の実績あり	1	※注3、※注10、※注11
	実績なし	0	
小計		14	

※注1 技術資料とは、総合評価技術資料を指します。

※注2 企業評価対象工事とは、水道管（水道配水用ポリエチレン管）の布設を含む工事で、1件の請負金額が1億400万円以上の工事とします。刈谷市発注以外の公共工事（国及び地方公共団体、特殊法人等）も含まれます。

特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項で定義されている「特殊法人」及び法人税法第二条別表第一に掲げる「法人」を指します。

※注3 施工実績とは、元請として工事を完了・引き渡した実績です。

※注4 過去2年間における工事成績評定とは、令和6年度から令和7年度に竣工した刈谷市発注の水道施設工事の工事成績評定点を平均した数値です。成績評定が無い者は、加点を0点とします。

※注5 入札公告日の前日から過去2年間（24ヶ月間）に、若手技術者を新たに正規雇用した場合の実績を認めます。正規雇用とは、期限の定めのない雇用契約を労働者と新規に締結する場合を指し、同一企業内での再雇用は評価対象としません。また、落札者決定時点で、その雇用契約が継続していることが必要です。

※注6 若手技術者の雇用とは新規に雇用された日において、満35歳未満で、建設業法第7条第2号イで定める学校の建設業法施行規則第1条に定める学科（国土交通省令で定める学科）を卒業した者を認めます。（例：高校、高専、大学等の土木工学科を卒業した者）なお、建設業法施行規則第1条に定める学科は当該工事と同業種に限定するものではありません。

※注7 入札公告日の前日から過去1年間（12ヶ月間）に、発注者より取組みを証明する書類が発行されていること。

※注8 評価対象工事とは、国、地方公共団体及び特殊法人等が発注した完全週休2日又は月単位の週休2日を達成した公共工事とします。

特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項で定義されている「特殊法人」及び法人税法第二条別表第一に掲げる「法人」を指します。

※注9 評価対象工事とは、国、地方公共団体及び特殊法人等が発注したICT活用工事を達成した公共工事とします。

特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項で定義されている「特殊法人」及び法人税法第二条別表第一に掲げる「法人」を指します。

※注10 評価対象工事とは、水道施設工事で刈谷市発注の維持修繕工事とします。

※注11 維持修繕工事とは、既設構造物・施設の補修、改修及び改良工事等（耐震補強、交差点改良、歩道整備・設置（現道工事）、電線共同溝（現道工事）、設備更新を含む）を行った契約金額200万円を超える工事を対象とします。

B 配置予定技術者等の能力 (10点)

評価項目	評価基準	加点	備考
現場代理人の資格	1級土木施工管理技士又は同等の資格	1	※注12 配置予定技術者とは別に現場代理人を配置する場合に評価する。配置予定技術者と兼務の場合は、評価対象としない。(上記以外で0点)
	上記以外	0	
配置予定技術者の優良工事実績の有無等	優良工事業者公表 過去3年間(令和5年度から令和7年度)に2回以上の優良工事公表の実績あり	3	刈谷市発注の水道施設工事で優良工事業者として公表又は工事成績評定が80点以上の工事での主任(監理)技術者として従事した実績 優良工事業者公表と工事成績評定80点以上の実績の加点の合算はできないものとする。
	優良工事業者公表 過去3年間(令和5年度から令和7年度)に1回の優良工事公表の実績あり	2	
	工事成績評定 過去2年間(令和6年度から令和7年度)における工事成績評定80点以上の実績2件以上あり	1.5	
	工事成績評定 過去2年間(令和6年度から令和7年度)における工事成績評定80点以上の実績1件あり	1	
	上記以外	0	
過去5年間(令和3年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了)の配置予定技術者の施工経験	技術者評価対象工事の実績 3件以上	3	※注13、※注14
	技術者評価対象工事の実績 2件	2	
	技術者評価対象工事の実績 1件	1	
	上記以外	0	
過去5年間(令和3年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了)の現場代理人の施工経験	現場代理人評価対象工事の実績あり	1	※注15、※注16 配置予定技術者とは別に現場代理人を配置する場合に評価する。配置予定技術者と兼務の場合は、評価対象としない。(上記以外で0点)
	上記以外	0	
若手技術者の育成	若手技術者(35歳未満)を配置	1	※注17
	上記以外	0	
配置予定技術者の過去2年間(令和6年度から令和7年度)でのCPD(継続教育)の取組状況	1年間の推奨単位を取得	1	※注18、※注19
	1年間の推奨単位を1/2以上取得	0.5	
	上記以外	0	
小計		10	

※注12 1級土木施工管理技士と同等の資格とは、水道施設工事業において、監理技術者となりうる国家資格です。また、上記以外とは、建設業法第7条第2号イ、又はロに該当する者です。

※注13 技術者評価対象工事とは、水道管(水道配水用ポリエチレン管)の布設を含む工事で、1件の請負金額が6,900万円以上の工事とします。刈谷市発注以外の公共工事(国及び地方公共団体、特殊法人等)も含まれます。

特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項で定義されている「特殊法人」及び法人税法第二条別表第一に掲げる「法人」を指します。

※注14 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を求めます。

※注15 現場代理人評価対象工事とは、水道管(水道配水用ポリエチレン管)の布設を含む工事で、1件の請負金額が6,900万円以上の工事とします。刈谷市発注以外の公共工事(国及び地方公共団体、特殊法人等)も含まれます。

特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項で定義されている「特殊法人」及び法人税法第二条別表第一に掲げる「法人」を指します。

※注16 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を求めます。

※注17 若手技術者の育成とは、落札者決定時において満35歳未満の者を配置予定技術者として当該工事に配置する場合又は配置予定技術者とは別に当該工事に専任の担当技術者として配置することです。

※注18 建設系CPD協議会加盟団体が発行する証明書で確認します。(取得単位(ユニット)が分かるもの)

※注19 証明書は建設系CPD協議会加盟団体のうちから1団体のみ認めます。証明書発行団体以外の団体の取得単位はCPD単位の相互承認を受け、証明書発行団体の証明に含めてください。

C 企業の社会性・信頼性、市内活性化・貢献策 (10点)

評価項目	評価基準	加点	備考
過去5年間(令和3年4月1日から技術資料を提出する前日まで)の災害協定等に基づく活動実績の有無	刈谷市内での活動の実績あり	2	※注20
	刈谷市と防災協定書等の締結あり	1	
	上記以外	0	
災害発生時の対応能力(建設機械の保有状況)	3台以上の建設機械を保有している又は長期(1年以上)の賃貸借契約中である	1	※注21
	2台以下の建設機械を保有している又は長期(1年以上)の賃貸借契約中である	0.5	
	上記以外	0	
男女共同参画社会への取組状況	取組みが2つ	1	※注22
	取組みが1つ	0.5	
	取組みなし	0	
障害者雇用の状況	過去2年間継続して法定雇用率達成	1	※注23
	上記以外	0	
保護観察対象者等の協力雇用主の登録の有無及び雇用状況	協力雇用主の登録があり、保護観察対象者等を雇用している	1	※注24
	協力雇用主の登録あり	0.5	
	上記以外	0	
環境への取組状況	認証取得あり	1	ISO14001の認証を取得又はエコアクション21の認証を取得
	該当なし	0	
当該発注工事における市内建設業者等の使用又は原材料の調達状況	市内業者等使用率70%以上又は原材料の市内業者からの調達率20%以上	1	※注25、※注26 (加点は最大1点とする。)
	市内業者等使用率50%以上70%未満	0.5	
	上記以外	0	
雇用に関する取組状況	新規に市民1名以上の雇用あり	1	※注27
	新規に近隣市町民1名以上の雇用あり	0.5	
	上記以外	0	
健康づくりの取組状況	優秀事業所表彰あり	1	※注28、※注29
	認定取得あり	0.5	
	上記以外	0	
入札公告日の前日から過去2年間の刈谷市における入札参加資格停止措置の有無	なし	0	
	あり	-1	
小計		10	

※注20 令和8年度現在、刈谷市と防災協定を締結していないと、加点対象となりません。
活動の実績とは、防災協定書等に基づく活動の実績であり、「緊急維持修繕」・「雪氷対策」・「防災協定等に基づく防災訓練等」も含まれます。また、国及び県との防災協定等に基づいた刈谷市内での活動実績も含まれます。

※注21 評価対象の建設機械は以下の①～⑥とし、保有台数に応じた加点となります。
①ショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーでアタッチメントを有するもの)、②ブルドーザー(自重3t以上)、③トラクターショベル(バケット容量0.4m³以上)、④モーターグレーダー(自重5t以上)、⑤大型ダンプ(車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上)、⑥移動式クレーン(吊り上げ荷重3t以上)

※注22 評価対象を以下の2つの取組みとし、取組みの数に応じた加点となります。
①愛知県ファミリーフレンドリー企業に登録又はくるみん認定の取得(どちらか1つ以上(くるみん認定は、プラチナくるみん又は令和4年4月以降で認定されたくるみんが対象です。))
②あいち女性輝きカンパニーの認証の取得又はえるぼし認定の取得(どちらか1つ以上(えるぼし認定は、プラチナえるぼし又はえるぼしが対象です。))

※注23 法定雇用率とは、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年7月25日法律第123号。以下「雇用促進法」という。)第43条第2項に規定する「障害者雇用率」で、令和6年6月1日、令和7年6月1日の障害者雇用状況報告書で確認をします。

雇用促進法で雇用を免除されている事業所については、実際に1人以上雇用していれば、加点します。

※注24 当該工事の入札公告日現在の登録及び雇用状況の実績とします。
保護観察対象者等とは、更生保護法第48条に定める保護観察対象者又は同法85条及び第86条に定める更生緊急保護の対象者とする。
協力雇用主として法務省名古屋保護観察所に登録されていること。
同一人の雇用期間が3カ月以上であること。

※注25 別紙「市内業者等使用申告書」を提出してください。
市内業者等使用率とは、元請金額に対する元請施工金額及び市内業者等の1次下請施工金額の合計の割合とします。
元請施工金額とは、元請金額から1次下請金額の合計を差し引いたものとします。
市内業者等とは、市内に本店、支店若しくは営業所を置く建設業者及び警備会社とします。
評価点として加点される使用率が工事完成時の検査において達成されていない場合は、工事成績評定点を5点減点します。

※注26 別紙「原材料市内業者使用申告書」を提出してください。
原材料とは、生コンクリート、As、コンクリート2次製品、砕石、鋼材(鉄骨・鉄筋)、塗料、その他(例:管材、樹木、設備機器)
設計書に記載があるもので、それぞれの調達額が100,000円以上の資材等を対象とします。
市内業者とは、市内に本店、支店若しくは営業所を置く者とします。
評価点として加点される調達率が工事完成時の検査において達成されていない場合は、工事成績評定点を5点減点します。

※注27 入札公告日の前日から過去1年間に正規雇用した場合に実績とします。(加点は最大1点である。)
正規雇用とは、期限の定めのない雇用契約を労働者と新規に締結する場合を指し、同一企業内での再雇用は評価対象としません。また、落札者決定時点で、その契約が継続していることが必要です。
近隣市町とは、碧南市、豊田市、安城市、大府市、知立市、高浜市、豊明市、みよし市、東郷町、東浦町とします。

※注28 入札公告日の前日時点でかりや健康づくりチャレンジ宣言認定事業所の認定証を取得していること。

※注29 前年度の取組に対して刈谷市から優秀事業所として表彰されていること。

8 その他

配置予定の主任(監理)技術者	工事工期が重複する複数の工事に同一の技術者を配置予定の技術者とした入札に参加している場合は、それらの工事の入札のうち一つの入札の落札者と決定された時点で、それ以降に行われるその他の入札に提出された入札書は無効となります。(専任が求められない場合は除く)。
電子契約	本工事は、電子契約対象案件となります。電子契約を希望する場合、落札者は「電子契約利用申出書」を落札決定の翌開庁日までに、「あいち電子・申請システム」にて提出すること。 (参照： https://www.city.kariya.lg.jp/sangyo/nyusatsu/1021403.html)
遵守事項	入札参加者は、刈谷市電子入札取扱要領、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)利用規約、刈谷市工事関係入札心得書、刈谷市一般競争入札取扱要領及び監理技術者制度運用マニュアルを熟読し、公正かつ適切に入札に参加すること。 入札参加者は、本公告及び設計図書(設計書、図面及び仕様書をいう)を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
理由	本工事には、受注者の技術力等を確保するために、地方自治法施行令第167条ノ10ノ2に定める総合評価競争入札を適用する。
補足	本案件は労働環境チェックシートの作成及び提出の対象工事となります。 (参照： https://www.city.kariya.lg.jp/sangyo/nyusatsu/1010369.html)